

別添

ウチナー民間大使活動促進事業については、ウチナー民間大使活動促進事業実施要領（以下要領という。）とともに、次の事項に留意してください。

1. 当該助成金事業は民間大使自らが主体的に企画、実施する事業の効果が一般に広く普及することを目的としているため、県人会やその他の団体会員のみが参加する懇親会や記念式典にかかる経費については要領第4条(3) 本来、県人会もしくはその他団体が負担すべき費用にあたりと考えられ、対象となりません。
2. 当該助成金は本県と海外における民間大使の在住国・地域との交流の架け橋となる活動を促進することを目的としていることから、本県から海外への民間大使自らの移動旅費については助成の対象となりません。また、同様の理由から、民間大使自らが遠方を訪れ実施する事業などで、総事業費における旅費の占める割合が高い場合は、助成事業としての採択優先度が低くなります。

旅費について

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・沖縄から招聘する講師や文化芸能団等にかかる渡航旅費・招聘した講師、文化芸能団等の海外における移動旅費・事業実施地（遠方でない）への民間大使自らの移動にかかる旅費 など	<ul style="list-style-type: none">・民間大使自らが沖縄から海外へ渡航する費用・民間大使自らが遠方に移動する費用 など

3. 消耗品以外の備品器具の購入にかかる費用は原則計上できません。計上する必要がある場合は、備品の購入の必要性についての詳細をご記載下さい。ただし、消耗品の購入についても、事業以外での使用を目的とした大量購入は認められません。

消耗品費について

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・文房具の購入・データ保存用のDVD, USBフラッシュメモリーの購入 など	<ul style="list-style-type: none">・楽器、大道具の購入・パソコン、カメラ等の電子機器の購入 など

4. 助成額は40万円を上限として、以下の数式により算出します。

【助成額＝（助成対象事業経費総額－収入）＊2／3】

当該助成金以外の寄付金や事業の参加費、入場料等の収入がある場合は内訳なども記載してください。